

## 長時間労働是正、そして組織拡大に向け、ともにがんばりましょう！

福岡県教職員組合  
執行委員長 藤井隆晴

組合員の皆さん、新年、あけましておめでとうございます。

さて、25年6月に改正給特法が成立し、「29年度までに教員の1月あたりの時間外在校等時間を平均30時間程度まで削減する」ことが目標として法に規定されました。同時に、県教委・市町村教委は、その目標を達成するため、25年度中に、「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」）を策定・公表することが義務付けられました。

25年9月に福岡県教組が行った「勤務実態調査」によると、教員の1月あたりの時間外労働時間は、持ち帰り仕事時間（文科省・県教委は持ち帰り仕事はあってはならないとしている）を含め、平均で小学校が95時間40分、中学校が131時間20分という結果でした。（仮に、持ち帰り仕事時間を除き、在校等時間だけ見ても、小学校は70時間24分、中学校は107時間44分となります。）

26年3月までに、県教委・市町村教委は「計画」を策定・公表することになりますが、本部・支部は、教育委員会としっかり交渉・協議を行い、「これなら確実に働き方改革が進む」「4年後には時間外在校等時間を月30時間程度にできる」という「計画」が策定されるよう、尽力していきます。

一方、本部・支部が心配しているのは、「計画」が実行に移される26年度以降、「管理職による時短ハラスメント」、あるいは「虚偽の打刻（記録）」がひどくなるのではないかとことです。

「計画」に記載されたことを、現場において確実に実施させる。また、「計画」に書かれていないことでも、「やってもやらなくても変わらない、むしろやらない方がいい」といった業務を徹底して排除する。各分会には、こうしたとりくみが求められますが、加えて、「土日も含め、正規の勤務時間外に仕事をしたら、偽りなく正確に打刻（記録）する」「持ち帰り仕事もきちんと記録する」「時短ハラをしたり、不正打刻を求めたりする管理職に抗議し、支部・本部に連絡する」などを行うことも、極めて重要となります。（そうしたことをきちんと行わなければ、持ち帰り仕事などが増え、時間外労働時間が実質的に減少していないのに、「時間外在校等時間は減っている」「目標は達成できた」となってしまい、長時間労働の是正は図られない、ということになりかねません。）

長時間労働を是正しなければ、「健康で人間らしく働ける職場」は実現できず、「教員不足」を解消することもできない。だからこそ、組合員、一丸となって、法定となった超勤縮減目標を達成させましょう。

次に、今年度、残る3か月でやるべきこと。それは、26年4月の組織人員増に向けて、とりくみをしっかり進めることです。

この10年ほどで、組合員としてがんばってこられた方々が数多く退職されましたが、それに対し、新規加入者の数が伸び悩み、すべての支部で組合員の総数が減少する状況が続いてきました。しかし、25年4月、ついに組合員数が前年4月より増加したという支部が3支部、出てきました。

それゆえ、組合員の退職者が年々減少している中、「25年度こそは全県・全支部で組合員の数を増加に転じさせていこう」ということを確認してきたところです。

25年4月、786人の新採者が、県内の小中学校に赴任しました。また、24年4月には、808人の新採者が赴任しています。したがって、この2年間の新採者数だけ見ても、多くの加入者対象者が各職場に存在している、ということになります。

「4月に加入する人が最も多い」、また「経験年数を重ねるほど、組合加入の確率が低くなっていく」ことから、あらゆる支部・分会において、特に若年層を中心に加入に向けた働きかけを行ってほしいと思います。しかし、ただ「組合に入りませんか」と声をかけるだけでは不十分です。ネットを見れば、事実全く反する教職員組合への誹謗・中傷が載っています。それゆえ、「組合とは何は、どんなことをしているのか」、真実に基づき「丁寧に説明する」ことが欠かせません。

これからの3か月、組合について「丁寧に説明する」機会をしっかりと設けながら、ぜひ4月には「組合員数の増加を果たす」という目標を何としても実現しましょう。